

協議第 2 2 号

退職手当の取扱い(支給関係)について

次の調整結果について協議を求める。

平成 2 3 年 1 2 月 2 2 日提出

神奈川県西部消防広域化協議会
会 長 加 藤 憲 一

調 整 結 果	<ol style="list-style-type: none">1 退職手当は、小田原市の基準に基づき支給する。2 足柄消防組合において退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、小田原市職員の勤続期間に通算する。3 激変緩和措置として、経過措置を設ける。
---------	---

(調整理由)

1 支給基準について

- ・ 広域化により、小田原市職員として採用され、小田原市職員として退職することから、小田原市の基準に基づき退職手当を支給することが適当である。

2 勤続期間の通算について

- ・ 足柄消防組合の職員の不利益にならないよう、小田原市職員として採用する際は、足柄消防組合において退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、小田原市職員の勤続期間に通算することが適当である。

3 経過措置について

- ・ 退職手当は、生活設計の一部となることから、足柄消防組合の職員の不利益にならないよう、激減緩和措置として、経過措置（広域化の前日に整理退職したと仮定した場合の退職手当を保障）を設けることが適当である。

退職手当の現状比較について

項目		小田原市	足柄消防組合	比較	足柄消防組合分類
方式		市	神奈川県市町村職員退職手当組合		
支給規定		小田原市職員の退職手当に関する条例	神奈川県市町村職員退職手当組合条例		
支給率 自己都合	勤続20年	23.5 月分	23.5 月分		
	勤続25年	33.5 月分	33.5 月分		
	勤続35年	47.5 月分	47.5 月分		
	最高限度	59.28 月分	59.28 月分		
支給率 整理 勸奨 定年	勤続20年	30.55 月分	30.55 月分		
	勤続25年	41.34 月分	41.34 月分		
	勤続35年	59.28 月分	59.28 月分		
	最高限度	59.28 月分	59.28 月分		
調整額	8級消防長、副消防長	4号(25,000円)	3号(41,700円)	△16,700円	8級 消防長、次長
	7級消防署長	5号(20,850円)	3号(41,700円)	△20,850円	8級 参事・消防署長
	7級課長	5号(20,850円)	4号(33,350円)	△12,500円	7級 課長
	6級副課長	5号(20,850円)	4号(33,350円)	△12,500円	7級 課長補佐、分署長・分遣所長
	5級係長	5号(20,850円)			
	4級主査	6号(16,700円)	5号(25,000円)	△8,300円	6級 主幹
			6号(20,850円)	△4,151円	5級 副主幹
			7号(16,700円)		4級 主査
3級主任	6号(16,700円)	7号(16,700円)		3級 主任	

■ : 足柄消防組合の方が高い値

経過措置の例

平成25年4月1日以降に小田原市職員として退職する場合の退職手当
(小田原市退職手当条例で計算)



平成25年3月31日付けで足柄消防組合職員として整理退職したと仮定した場合の退職手当

支給

(例1参照)

平成25年4月1日以降に小田原市職員として退職する場合の退職手当
(小田原市退職手当条例で計算)



平成25年3月31日付けで足柄消防組合職員として整理退職したと仮定した場合の退職手当

支給

(例2参照)

(例1)

足柄消防組合 : 課長補佐職5年、勤続40年、給料45万円、整理退職、退職手当支給率59.28、調整額33,350円(60月)
小田原市 : 副課長職 7年、勤続42年、給料42万円、定年退職、退職手当支給率59.28、調整額20,850円(60月)
(足柄消防組合時:45万円×59.28 + 33,350×60 = 28,677,000円) 【支給】
(小田原市 : 42万円×59.28 + 20,850×60 = 26,148,600円) (△2,528,400円)

(例2)

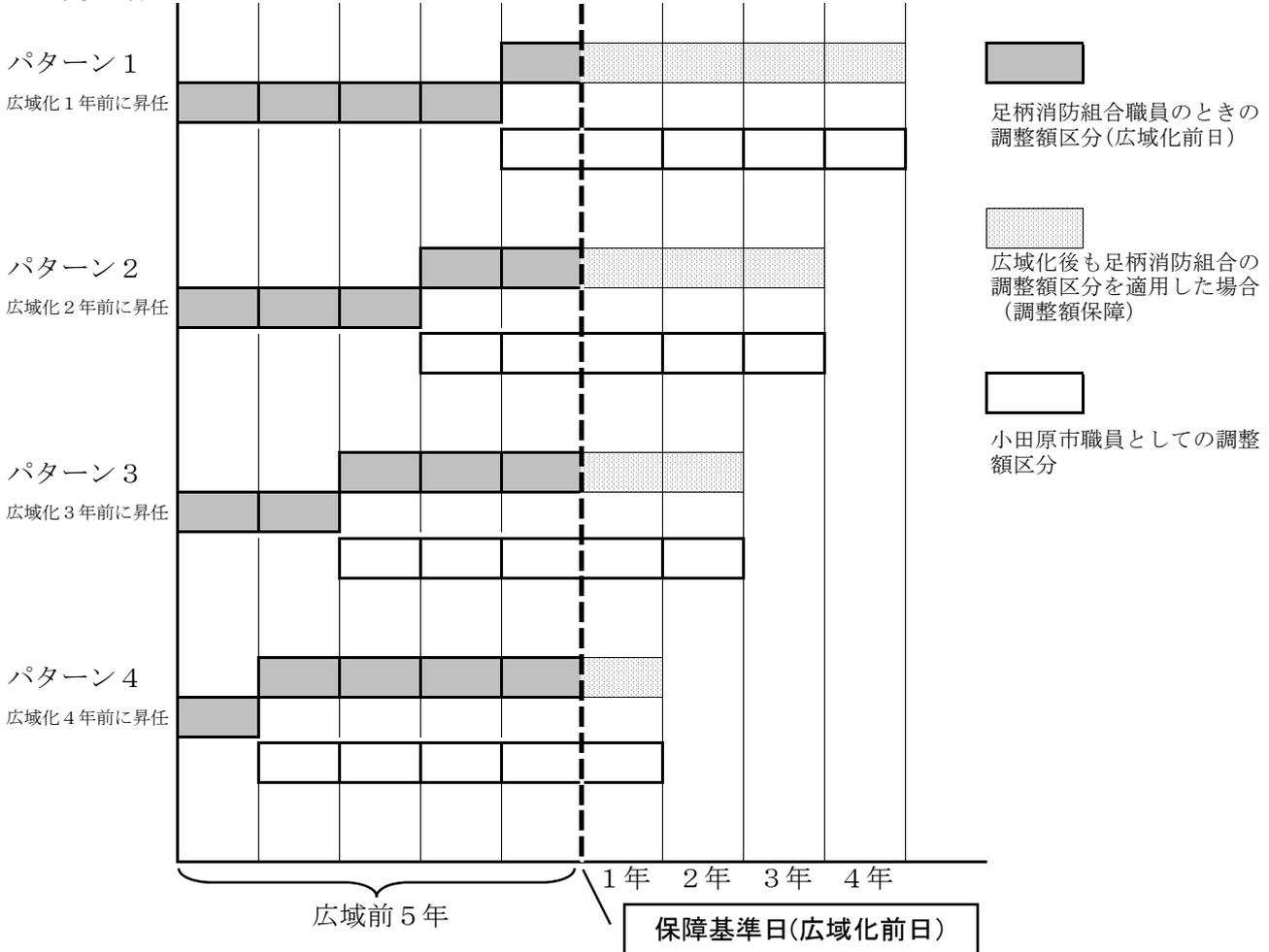
足柄消防組合 : 主幹職 5年、勤続25年、給料42万円、整理退職、退職手当支給率41.34、調整額25,000円(60月)
小田原市 : 係長職 8年、勤続28年、給料39万円、定年退職、退職手当支給率46.956、調整額20,850円(60月)
(足柄消防組合時:42万円×41.34 + 25,000×60 = 18,862,800円) (△701,040円)
(小田原市 : 39万円×46.956 + 20,850×60 = 19,563,840円) 【支給】

(協議第22号 退職手当の取扱い(支給関係)について) 関係資料

1 退職手当の計算方法

$$\underbrace{\text{退職手当} = \text{退職日の給料月額} \times \text{支給率(勤続年数に対応)}}_{\text{基本額}} + \underbrace{\text{調整額区分(職責に対応)} \times 60\text{月(5年)}}_{\text{調整額}}$$

2 調整額のパターン



3 調整額の試算(影響額が最大であるパターン1で試算)

試算の例		現職前	現職	パターン1	小田原市との差額	広域化前日との差額
8級(消防長、次長) →8級(消防長、副消防長)	広域化前日	41,700	41,700	2,502,000	△1,002,000	
	調整額保障		41,700	2,502,000	△1,002,000	0
	小田原市		25,000	1,500,000		
8級(消防署長) →7級(消防署長)	広域化前日	33,350	41,700	2,101,200	△850,200	
	調整額保障		41,700	2,502,000	△1,251,000	400,800
	小田原市		20,850	1,251,000		
7級(課長補佐) →6級(副課長)	広域化前日	25,000	33,350	1,600,200	△349,200	
	調整額保障		33,350	2,001,000	△750,000	400,800
	小田原市		20,850	1,251,000		
7級(課長補佐) →5級(係長)	広域化前日	25,000	33,350	1,600,200	△349,200	
	調整額保障		33,350	2,001,000	△750,000	400,800
	小田原市		20,850	1,251,000		
6級(主幹) →5級(係長)	広域化前日	20,850	25,000	1,300,800	△99,600	
	調整額保障		25,000	1,500,000	△298,800	199,200
	小田原市		16,700	1,201,200		
6級(主幹)	広域化前日	20,850	25,000	1,300,800	△298,800	
	調整額保障		25,000	1,500,000	△298,800	199,200
	小田原市		16,700	1,201,200		